

1. 補助対象者

No.	質問	回答
1	どのような事業者が補助対象者になりますか。	募集要領（申請の手引き）p.3-4をご確認ください。
2	中小企業者の定義は何ですか。	中小企業基本法第2条に基づき、資本金額または従業員数について所定の要件を満たす法人または個人とします。 資本金額、従業員数の要件は、補助要領（申請の手引き）p.3（＊１）の表をご確認ください。
3	中堅企業者とは何ですか。	中小企業に該当しない法人・個人のうち、 常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社・個人とします。
4	個人事業主も対象になりますか。	対象です。
5	「会社」の定義は何ですか。	会社法上の「会社」に該当する者です。 具体的には下記の通りです。 【会社法上の会社等】 ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律） 【仕業法人】 ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
6	「常時使用する従業員」とは何ですか。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員が該当します。 【参考】中小企業庁FAQ https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html
7	業種の区分（製造業その他／卸売業／小売業／サービス業）が分かりません。	中小企業庁FAQをご参照ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q4
8	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、などは対象になりますか。	会社法上の会社に該当しないため、対象外です。
9	農業を営む者は対象になりますか。	農業を営む法人である場合、または個人事業主として開業届を出されている場合は、対象となります。
10	これから開業を予定していますが、補助対象になりますか。	交付申請の提出までに事業開始（開業届を提出）していれば、対象になります。

No.	質問	回答
11	本社（本店）が神戸市外でも、市内に事業所があれば対象になりますか。	次の要件のすべてを満たす場合は、対象になります。 ・神戸市内に事業所があること ・神戸市税（法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税）の納税義務者であること ・神戸市内の事業所の設備更新であること。 ※納税義務者には、非課税・課税免除・減免等となる者も含まれます。
12	本社（本店）が神戸市にあれば、市外の事業所の設備更新も対象になりますか。	対象外です。
13	神戸市外に在住する個人事業主で、神戸市内で事業を行っている場合は対象になりますか。	次の要件のすべてを満たす場合は、対象になります。 ・神戸市の個人市民税の納税義務者であること ・神戸市内の事業所の設備更新であること ※納税義務者には、非課税・課税免除・減免等となる者も含まれます。
14	「事業所」の定義は何ですか。	事務所、営業所、店舗、工場、農家などを指します。
15	住居兼事務所は対象になりますか。	事業所部分と住居部分が明確に区別できないため、原則として対象外です。 ただし、以下のような場合は対象となる場合があります。 ・事業所部分が1階、自宅が2階などフロアが分かれている ・事業所部分と自宅が壁によって明確に仕切られている これらの場合は、間取り図や写真をご提出いただいて個別に判断しますので、コールセンターまでお問合せください。
16	ビルの賃貸（テナント貸し）を行っているが、当該物件の設備更新は対象になりますか。	共用部分も含めて対象外です。 ビルの中に自身の事業所がある場合、その事業所部分については補助対象となります。
17	賃貸ビルに入居（テナント入居）しているが、事業所内の設備更新は対象になりますか。	次の要件のすべてを満たす場合は、対象になります。 ・設備更新に係る費用は自身が負担する（ビルオーナー負担ではない） ・自身が電気代等を支払っている（直接契約か共益費による支払かは問いません） ・ビルオーナーの承認を得ること
18	過去に同種の補助金を受領したが、今回も申請できますか。 ※2023年（令和5年）「神戸市省エネ設備更新補助金」	申請可能です。 ただし、前回の補助金によって設置した機器を更新する場合、前回補助金の処分制限期間に抵触する可能性があります。この場合、前回補助金について所定の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 対象設備

No.	質問	回答
19	更新する設備は、事業に使用するものであれば何でも対象となりますか。	補助要領（申請の手引き） p.5に記載している区分・要件に該当するもののみ対象になります。 この他の設備（たとえば、パソコン、レジ、調理用設備など）は対象外です。 【参考】本補助金で対象外となる設備も、国が実施する「中小企業省力化投資補助金」では補助対象となる場合がありますので、ご参照ください。 https://shoryokuka.smrj.go.jp/
20	家庭向け製品も対象になりますか。	対象外です。 事業所で使用するものであっても、家庭用製品は対象外 になりますのでご注意ください。 家庭用か業務用か不明な場合は、メーカーや販売店等にお問合せください。
21	国の「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」で、補助対象設備としてカタログ掲載されている製品とは、どのように確認できますか。	補助要領（申請の手引き） p.5をご確認ください。
22	トップランナー基準を達成しているかどうかは、どのように確認できますか。	補助要領（申請の手引き） p.6をご確認ください。
23	グリーン購入法調達基準に適合しているかどうかは、どのように確認できますか。	補助要領（申請の手引き） p.6をご確認ください。

No.	質問	回答
24	グリーン購入法調達基準に適合している「電気冷蔵庫等」は補助対象になりますか。	対象外です。 グリーン購入法の電気冷蔵庫等は「家庭用」の製品が該当するため、今回の補助対象設備の要件に当てはまりません（家庭用製品は対象外です）。 冷凍冷蔵庫の更新を希望される場合、①「省エネルギー化投資促進支援事業費補助金・設備単位型」対象設備、②トップランナー基準達成製品、のいずれかより選択ください。
25	LED照明に更新する場合、照明器具の型番の指定や要件はありますか。	ありません。 蛍光灯からLEDへの交換の場合、いずれの製品・型番も補助対象となります。 ただし、 照明器具本体の更新工事を伴う場合 に限ります。
26	LED照明への交換工事は、バイパス工事も構いませんか。	バイパス工事は対象外です。 必ず器具本体の交換を伴う更新工事 としてください。
27	LED照明への交換は、電球のみの交換でも対象になりますか。	対象外です。 必ず照明器具本体の更新工事 を実施してください。
28	中古品でも対象になりますか。	対象外です。
29	知人等から新品を譲り受ける場合は対象になりますか。	当該設備の販売事業を営んでいない（開業していない）知人等から購入するものは対象外です。
30	リース契約で調達しても構いませんか。	リースで調達するものは対象外です。 （ファイナンスリース、オペレーティングリースのいずれも対象外）

3. 対象事業

No.	質問	回答
31	既に更新した設備も対象になりますか。	対象外です。
32	交付決定を受ける前に発注・契約しても良いですか。	原則として不可ですが、納品が間に合わない等の理由により、交付申請日以降に発注・契約をすることは可能とします。 ただし、交付申請の審査の結果、要件を満たさず「不交付」となった場合には補助金を交付できませんので、ご注意ください。 また、交付決定前に設置・更新工事に着手することは認められません。
33	複数の設備を更新しても良いですか。上限数はありますか。	複数の設備更新を行っていただけます。 上限数は7台（LEDは一式で1台とカウント）とします。 なお、補助額はすべての設備更新の総額で算出し、更新数に関わらず上限50万円となります。
34	LED照明の「一式」の定義は何ですか。	同一事業所内のLED更新を「一式」とします。 たとえば、2店舗のLED照明更新を行う場合は、設備の数は「2」となります。
35	新たに設備を設置する場合や、新しい事業所に設備を設置する場合も、対象になりますか。	対象外です。 本制度の目的は省エネルギー化によるエネルギーコスト削減のため、 既存設備との入れ替えが必須要件 となります。
36	設備更新は、更新前と更新後で同じ性能の機器にする必要がありますか。	同種の設備であれば、更新前後で性能に違いがあっても構いません。 ただし、扇風機をエアコンに更新するといった、設備の種類が変わる更新は不可です。
37	設備更新によって設備の台数を増やすことはできますか。 たとえば、現在はエアコンを1台設置しているが、更新後は空調機器を2台に増設することは可能ですか。	原則として不可です。 ただし、条件によっては可能なケースもあります。個別に判断しますので、コールセンターまでお問合せください。
38	現在使用していない機器や故障している機器の更新でも対象になりますか。	対象外です。 本制度の目的は省エネルギー化によるエネルギーコスト削減のため、 現在使用している既存設備との入れ替えが必須要件 となります。

No.	質問	回答
39	「省エネルギー化に資するものであること（1%以上の省エネ効果があること）」は、どうやって確認しますか。	消費電力量（kW）やガス消費量（kW）により比較します。 更新前機器の消費電力量に比べて、更新後機器の消費電力量がマイナス1%以上であれば、要件を満たすものとします。 【例】エアコン 更新前：70kW/h 更新後：60kW/h (60 - 70) / 70 = -14% のため、要件を満たします。
40	ビルの賃貸（テナント貸し）を行っているが、当該物件の設備更新は対象になりますか。	共用部分も含めて対象外です。 ビルの中に自身の事業所がある場合、その事業所部分については補助対象となります。
41	賃貸ビルに入居（テナント入居）しているが、事業所内の設備更新は対象になりますか。	次の要件のすべてを満たす場合は、対象になります。 ・設備更新に係る費用は自身が負担する（ビルオーナー負担ではない） ・自身が電気代等を支払っている（直接契約か共益費による支払かは問いません） ・ビルオーナーの承認を得ること
42	30万円（税抜き）を下回る設備更新は対象外ですか。	総額30万円（税抜き）未満の場合は対象外 です。 複数の設備を更新する場合は、合計が30万円（税抜き）以上になれば対象となります。たとえば、エアコン1台20万円＋冷凍冷蔵設備1台15万円の場合は、総額35万円になるため、補助対象になります。
43	納品時期が未定と言われましたが、交付申請をしても構いませんか。	2027年1月31日までに 設備更新および代金支払、実績報告を完了していただく必要があります。間に合わない場合は補助金を交付できませんので、 納期は必ず事前にご確認ください。
44	見積合わせを実施する必要はありますか。	1事業者への発注金額が100万円（税抜き）を超える場合は 、見積合わせが必要です。詳しくは、募集要領（申請の手引き）p.7発注先・見積合わせ を参照ください。
45	見積りの依頼先や、設備更新の発注先に、条件等がありますか。	発注先の条件等はありません。 ただし、市内経済活性化の観点から、 できるだけ市内事業者への発注 をお願いします。また、発注金額が100万円（税抜き）以上で見積合わせが必要となる場合は、 最低1社以上の市内事業者から見積を徴取 してください。
46	設備更新後、取り外した既存設備を別の事業所で使用しても良いですか。	既存設備は必ず廃棄してください。

4. 補助対象経費

No.	質問	回答
47	補助対象経費には、どのような経費が含まれますか。	補助対象経費に含めることができるのは、次の経費とします。 ・設備本体の購入費 ・設備本体と一体的な付属設備の購入費 ・設置工事費（既存設備の撤去処分費を含む） ・更新設備の運搬にかかる経費 ※これら以外の経費は対象外です。 経費の内訳が不明なものは全て対象外としますので、見積書には経費の内訳が明確になるよう記載してください。
48	「設備本体と一体的な付属設備」とはどのようなものですか。	設備本体の動作に必要なものや、通常一体的に更新するものとします。 【例】リモコン、エアコンフィルター、給湯器スタンド、等 ※付属部品や消耗品のみの購入は、補助対象外です。

No.	質問	回答
49	消費税は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。 【対象外経費の例】 ・ 各種保証・保険料 ・ 購入の際に値引きやポイント利用した場合の値引き額・ポイント利用額 ・ 消費税などの公租公課 ・ 自社、親会社・子会社、関連会社、親族等から調達するもの ・ 当該設備の販売事業を営んでいない（開業していない）知人等から購入したもの ・ 神戸市や他の公的補助制度の交付決定または支払を受けている設備に関する経費 ・ 諸経費・雑費など内容が不明瞭な経費 ・ 補助対象・対象外経費が一体的に支払われており区別ができない経費
50	他の補助金を重複して申請しても良いですか。	同一の設備について、国・県・神戸市の他の補助金と重複して申請することはできません。 他の補助金を受領または申請している場合は、その設備に係る経費を補助対象経費から差引きます。

5. 補助金額の算出

No.	質問	回答
51	補助金の額はどのように計算されますか。	補助対象経費の総額の1/2となります。1,000円未満の端数は切捨てます。 見積書に補助対象外の経費（今回の更新工事と関連しない工事費など）が含まれている場合、その額を除いた金額に、1/2を乗じた額となります。 【例】 設備購入費60万円／対象外経費20万円 の場合 補助対象経費（60万-20万＝40万円）× 1/2 ＝補助額20万円 交付申請フォームでは、補助対象経費の金額を入力いただくと、補助金の額が自動で計算されるようになっています。 金額入力の際に、補助対象外の経費を含めないようにご注意ください。
52	ポイント利用や値引きがある場合、補助額はどのように計算されますか。	補助対象外の経費として、補助対象経費から差し引きます。 【例】 設備購入費50万円／設置費15万円／値引き△5万円 の場合 補助対象経費（50万＋15万-5万＝60万円）× 1/2 ＝補助額30万円
53	補助上限額を超える額（たとえば200万円）の設備更新を行っても良いですか。	構いません。 ただし、補助上限額は50万円となります。
54	補助上限額が75万円に増額されるのはどのような場合ですか。	①兵庫県・神戸市「ひょうご脱炭素経営スクール」修了企業、または2026年度受講決定企業 ②（公財）こうべ産業・就労支援財団「カーボンニュートラル支援事業」対象企業、または 2026 年度の支援対象であり2027年1月31日までにSBT認証取得申請を行う予定である企業 いずれかの企業が対象となります。 なお、①2026年度の受講企業でスクール修了できなかった場合、②2026年度の支援対象企業で支援が途中で打ち切りになった場合は、増額分を返還いただくことがありますのでご注意ください。
55	兵庫県・神戸市「ひょうご脱炭素経営スクール」（2026年度）の受講は、ステージ1または2のみの受講でも補助上限額増額の対象となりますか。	ステージ1、ステージ2 どちらか一方の参加でも補助上限額増額の対象です。 なお、スクールの申込が定員より大幅に超過した場合は、中小企業を優先し、地域性・業種等を考慮の上で受講者を選定しますので、ご了承ください。

No.	質問	回答
56	兵庫県・神戸市「ひょうご脱炭素経営スクール」（2026年度）の受講決定通知が間に合いません。	脱炭素経営スクールの受講決定通知書は、7月31日（金）以降に送付予定です。 受講申込をされた方で、受講決定通知が届くまでに本補助金の申請をされる方は、まずは通常通り（上限50万円）の申請を行ってください（この時、申請フォームに「自由記述欄」がありますので、スクール受講予定である旨を記載してください）。 受講決定通知がお手元に届きましたら、変更申請を行って上限額の変更をしてください。 ただし、変更申請までに予算の上限に達した場合、上限額の変更ができない場合がありますので、ご注意ください。

6. 交付申請

No.	質問	回答
57	交付申請はどのように行ったら良いですか。	交付申請はオンラインで受け付けます。 神戸市省エネ設備更新補助金ホームページより申請フォームにアクセスし、申請を行ってください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html
58	紙書類での申請はできますか。	申請はオンライン申請（e-KOBE 神戸市スマート申請システム）のみとなります。
59	交付申請の受付は先着順ですか。	先着順です。 予算の上限に達し次第、受付を終了します。
60	市内に複数の事業所がある場合、交付申請は複数回できますか。	申請は1事業者につき、1回のみ です。 複数の事業所で設備更新を実施する場合も、 一括して（一度の交付申請で）申請 してください。なお、補助上限額は、事業所数に関わらず50万円です。
61	複数の設備を更新する場合、交付申請はどのように行ったら良いですか。	交付申請の入力画面で、複数の設備について入力できるようになっています。 申請は1事業者につき1回のみ の受付となるため、必ず すべての設備について入力 してください。
62	交付申請をしてから交付決定の通知を受け取るまでに、どれくらいの期間がかかりますか。	概ね1カ月程度です。 審査結果は「交付決定通知」または「不交付決定通知」によりお知らせします。通知はオンライン（e-KOBE）システム上でご確認いただけます。
63	交付申請の内容に不備があった場合は、補助金交付されませんか。	申請内容に不備があった場合は、事務局より補正の依頼をいたします。 期限内に補正対応いただけない場合は補助金交付ができません ので、ご注意ください。 なお、 補正依頼は、原則としてオンライン（e-KOBE）システム上 で行いますので、システムから通知されるメールを見落とさないようご注意ください。
64	オンライン申請（e-KOBE）の操作方法が分かりません。	操作方法のご説明動画を市ホームページに掲載していますので、ご参照ください。 また、e-KOBEのFAQ（よくあるご質問）にも説明が掲載されています。 https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/faq
65	代理人による申請は可能ですか。	可能です。 ただし、行政書士でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。 申請行為の委任を行う場合は、委任状を添付してください。 委任状の様式は任意ですが、委任者（補助金を受け取る人）の自署または押印が必要です。参考様式を掲載していますので、必要に応じてご使用ください。

7. 実績報告

No.	質問	回答
66	実績報告はどのように行ったら良いですか。	実績報告はオンラインで実施してください。 神戸市省エネ設備更新補助金ホームページより申請フォームにアクセスし、報告を行ってください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html
67	実績報告はどのタイミングで行いますか。	設備更新が完了し、代金を支払った後に行ってください。 なお、設備更新が完了していても、2027年1月31日までに実績報告が行われない場合、補助金が交付できません。必ず実績報告を行ってください。
68	実績報告ではどのような書類の提出が必要になりますか。	・更新後の設備を写した写真 ・経費の内訳が明記された請求書 ・支払をしたことが分かる領収書等 を提出いただきます。書類を無くさないようご注意ください。

No.	質問	回答
69	請求書に「一式」としか記載がなく、費用の内訳が分かりませんが、構いませんか。	費用の内訳を確認する必要がありますので、 必ず内訳（設備購入費、設置工事費、撤去処分費、値引き等）ごとの金額が明記 された書類をご用意ください。 請求書に記載できない場合は、納品書等、内訳が分かる書類も提出してください。
70	領収書が発行されない場合、代替できる書類はありますか。	やむを得ず領収書が発行されない場合は、代金を支払ったことが分かる書類（振込明細書、通帳の写し等）を提出してください。

8. 申請内容の変更

No.	質問	回答
71	交付申請ではエアコンの更新で申請していたが、冷凍冷蔵設備の更新に変更したい場合、どうしたら良いですか。	交付申請の内容の変更はできません。 変更する場合は、申請を取下げの上、再度交付申請を行っていただく必要があります。ただし、申請数が上限に達している場合は、再度の交付申請ができませんのでご注意ください。 申請を取下げたい場合は、コールセンターまでご連絡ください。
72	交付申請していた設備が欠品となってしまったため、類似の設備に変更したいのですが、どうしたら良いですか。	原則として変更はできませんが、やむを得ない事情がある場合は変更を認める場合があります。速やかにコールセンターまでお問合せください。
73	納期が遅れて、実績報告の〆切（2027年1月31日）までに納品が間に合わない場合、どうしたら良いですか。	2027年1月31日までに設備更新および代金の支払が完了し、実績報告まで行っていただく必要があります。 事前に納期を十分にご確認のうえ 、申請してください。 やむを得ない事情がある場合は、速やかにコールセンターまでご連絡ください。
74	交付申請後に見積金額が変更となり、補助申請額が増額（減額）となる場合、どうしたら良いですか。	【増額】補助金額の増額は認められないため、手続きは不要です。 この場合、実際にかかった経費の額に関わらず、交付決定金額が補助上限額となります。 【減額】 20％以内の減額であれば手続きは不要です。実績報告の際に実際の金額を入力してください。20％を超える減額は変更申請が必要となります。募集要領（申請の手引き）p.12「変更申請」をご覧くださいのうえ、手続きをしてください。

9. 申請書類

No.	質問	回答
75	見積書の様式に指定はありますか。	指定はありません。 ただし、次の要件を必ず満たしてください。 ・購入予定設備の製品名・型番などが記載されている ・経費の内訳（購入費、設置工事費、運搬費）ごとの金額が明記されている ・税抜き額が記載されている ・値引きがある場合、値引き額が明記されている 参考様式をホームページに掲載していますので、必要に応じて活用ください。
76	交付申請、実績報告で必要となる設備の写真は、どのように撮影したら良いですか。	1設備につき2種類の写真を提出いただきます。 ①設備全体を写したもの：その設備が事業所に設置されていることを確認しますので、全体が写るように撮影してください。LED照明の場合で全体が画角に納まらない場合は、できるだけ広範囲が写るように撮影してください。 ②型番が分かるもの：設備の型番が分かる部分を、文字が読み取れるように撮影してください。 ※エアコンの場合、室内機・室外機の両方の写真をご提出ください。

10. その他

No.	質問	回答
77	交付申請をしたら必ず補助金がもらえますか。	申請内容の審査を行います。審査の結果、補助交付の要件を満たさない場合は「不交付決定」となり、補助金交付はできません。

No.	質問	回答
78	交付申請をしたらすぐに補助金がもらえますか。	補助金は、設備更新が完了し、実績報告の審査が完了した後に交付します。詳しくは、補助要領（申請の手引き）p.2の「申請の流れ」をご参照ください。
79	支払いにクレジットカードを利用しても良いですか。また、分割での支払いも可能ですか。	クレジットカードをご利用いただけます。また、分割でのお支払いも可能です。ただし、お支払いは2027年1月31日までに完了していただく必要がありますので、ご注意ください。
80	設備更新の発注が可能な事業者を紹介してください。	事業者のご紹介は行っておりません。 なお、神戸市競争入札参加資格者の名簿をホームページに掲載しておりますので参考にご覧ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/seido/shikakumeibo.html
81	補助金を受領した後、更新した設備を処分（撤去、売却等）した場合、ペナルティはありますか。	補助金の交付を受けて取得した設備は、善良なる管理者の注意をもって使用・管理する必要があります。 当該設備の耐用年数を経過するまで、処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、担保に供すること）することはできません。 やむを得ず処分する場合は事前に市の承認を受ける必要がありますので、必ず神戸市にご連絡ください。